

島根県報

令和3年10月19日(火)

第 253 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2 保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中 小 企 業 課) 2 更の届出

【公告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 (中 小 企 業 課) 3 定 公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

告示

島根県告示第622号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社浜田ハイヤー	訪問介護	ハマタク介護	浜田市河内町1594番地5	令和3年10月16日

島根県告示第623号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 保安林予定森林の所在場所 出雲市唐川町字峠ノ前980-3
- 2 指定の目的
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

土砂の崩壊の防備

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第624号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイトウヤ 代表取締役 安立 幸子

(変更後) 株式会社ダイトウヤ 代表取締役 山根 亜矢

(4) 変更の年月日

平成28年10月3日

2 届出年月日

令和3年10月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課(浜田市殿町1番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

<u>公</u> 告

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)第3条第6号に規定する指定再生手続開始申立等事業者 を次のとおり指定したので公告する。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

番号	名 称	住 所	指定期間
3-2	株式会社大田粘土企業		令和3年10月18日
		島根県大田市久手町刺鹿306-1	~
			令和4年10月17日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国 土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により公告する。

令和3年10月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
 - 公共測量 (航空レーザ測量)
- 2 作業期間

令和3年9月14日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

江の川水系直轄管理区間(0 K000~6 K600、21K600~27K200、41K000~81K200)